

政策調整会議の概要

開催日 令和元年 7 月 5 日（金）

◎項 目

- 1 所属別時間外勤務の状況について 【総務部】
- 2 職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務の本格実施について 【総務部】
- 3 管理職員特別勤務手当について 【総務部】
- 4 予算の適切な執行について 【総務部】
- 5 印刷物発注の際の著作権の取扱いについて 【商工労働部・会計管理局】
- 6 各部局等の主要な取り組みについて 【各部局等】

◎内 容

1 各部局等の時間外勤務の状況について【総務部】

総務部より、所属別時間外勤務の状況について説明及び協議が行われた。

（総務部）

5月の時間外勤務について、対前年比で増加している。GWなどの連休もあり例年と比較して勤務日が若干少なかったものの、業務量が変わらなかったことなどから時間外勤務の増加に繋がったのではないかと思われる。

また、一月の時間外勤務が上限時間数を超えた職員数は昨年度と比較して減少している。全体では時間外勤務が増えているものの、上限を超えた職員は減少している結果から、業務の平準化が図られているものと思われる。

引き続き、時間外勤務の管理について徹底をお願いする。

2 職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務の本格実施について

【総務部】

総務部より、職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務の本格実施について説明及び協議が行われた。

（総務部）

7月1日から早出遅出勤務について本格的に実施している。

また、7月から9月の間は、夏の特別勤務として、一番早い勤務で7時から15時45分まで、一番遅いもので9時30分から18時15分までの5形態の勤務時間を、要件なしで利用できる制度を併せて実施する。

職員に早出遅出勤務を周知するとともに、本制度の積極的な利用への呼びかけをお願いする。

3 管理職員特別勤務手当について【総務部】

総務部より、管理職員特別勤務手当について説明及び協議が行われた。

（総務部）

4月から時間外勤務の上限に係る制度改正が行われたことに伴い、管理職員特別勤務

手当の対象となる業務について、他律的業務と特例業務を対象とすることと整理した。例えば、知事や副知事、部長との協議について、平日深夜又は週休日等に緊急に行わなければならない協議は基本的に対象となり得る。なお、手当の申請に当たっては、重要性や期日が迫っているなどの緊急性について説明ができるよう、十分留意していただくようお願いする。

4 予算の適切な執行について【総務部】

総務部より、予算の適切な執行について説明及び協議が行われた。

(総務部)

年度途中で状況の変化等があり、当初予定を変更せざるを得ない場合には、必ず財政課と事前に協議を行うこととし、各部局において、引き続き適切な予算執行に努めるよう徹底をお願いする。

5 印刷物発注の際の著作権の取扱いについて【商工労働部・会計管理局】

商工労働部及び会計管理局より、印刷物発注の際の著作権の取扱いについて説明及び協議が行われた。

(商工労働部)

「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、印刷物発注の際は知的財産権の財産的価値に十分留意した契約内容とするように努めることと明記されていることから、著作権に関する Q & A を改正し、原稿データがある場合の印刷製本の発注や県の著作権を許可なく使用された場合の取扱いなどを追加した。発注にあたっては、当該 Q & A を参考に、著作権を県に帰属した方が良いのか、若しくは著作権は業者のままで県として使用のみを認めてもらう方が良いのかを、各部局においてしっかりと判断していただきたい。

(会計管理局)

会計管理局において標準書式を新たに作成した。7 月 1 日以降に入札公告や指名通知、見積り依頼を行う契約に適用することとしていることから、印刷物を発注する場合や印刷物を委託して発注する場合などには、知的財産権の取扱いに留意のうえ発注するよう徹底をお願いする。

6 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付のうえ、各部局等による概要説明があった。

<主な協議の概要>

○高知家健康会議について

(健康政策部)

昨年に引き続き、高知家健康会議を開催する。本年度は 2 回の開催を予定しており、7 月 11 日に 1 回目を開催する。内容として、まず知事から長寿県構想の取り組みについて説明をし、次に認知症施策の推進について厚生労働省の職員や高知大学の先生などからのお話、最後に、医薬品の適正使用についてお話をいただくこととしている。

保健医療関係団体や福祉関係、経済団体、市町村、国の機関などから約 160 名程度、県から約 40 名程度が参加する予定である。

○株式会社商工組合中央金庫との包括協定締結式について
(産業振興推進部)

7月16日に株式会社商工組合中央金庫との包括協定締結式を実施する。

四国銀行や高知銀行、幡多信用金庫、日本政策金融公庫、高知信用金庫に続く6つ目の金融機関との包括協定となる。協定後、各部から提出していただいた連携項目について金融機関に依頼を行う。

○第1回高知県次期過疎対策検討会について
(中山間振興・交通部)

現行の過疎対策法が令和3年3月31日で期限切れとなることから、県と市町村で検討会を立ち上げ、10月までに計5回、検討会を行うこととしている。11月以降に、次期過疎対策法に向けた提言を実施していく。庁内でも推進チームを立ち上げ、関係部局と協議を行ってきた。提言や要望の内容は各部局にまたがることから、今後も協力をお願いする。